

政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

※**申請が必要な方**（公務員の方など）は裏面「6」をご覧ください。

※手当を辞退する場合は、支給についてのご案内に記載されている期日までに届出書を提出してください。（郵送可）

久慈市

①支給についてのご案内を送付（プッシュ型支給）

②受取辞退や支給口座を変更する場合のみ、届出書の提出が必要です。

③児童手当受給口座等へ振り込みます。

※裏面の「6」の方は申請書を提出ください。

子育て
世帯

申請が必要な方

1. 支給対象児童

次に記載する児童が対象になります。

(1) **令和7年9月分**（※）の児童手当の支給対象児童

（※令和7年9月に出生した児童については10月分）

(2) **令和7年10月1日から令和8年3月31日まで**に出生した児童

2. 支給対象者

上記（1）の**児童手当受給者**、

上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. 支給額

対象児童 1 人につき **2万円**（1 回限り）です。

4. 支給時期

2月末から順次支給を開始します。

久慈市から児童手当が支給されている方は、対象者に支給についてのご案内を送付します。受取辞退がない場合は児童手当受給口座に支給します。

裏面に続きます。必ずご確認ください。

5. 支給方法

(1) 児童手当受給者

原則、指定されている児童手当受給口座に振り込みます。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

※口座が解約・変更等により振り込みができない場合で、市が定める期限までに振り込みができなかった場合は、受取辞退があったものとみなします。

6. 申請が必要な方

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- ・所属庁から児童手当を受給している**公務員**（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚等により児童手当の申請が必要になった保護者

7. よくあるご質問

■引越した場合はどうなりますか？（公務員以外）

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、各所属庁から配布される申請書に必要事項を記載し、**「児童手当受給状況証明」**をしてもらった上で、久慈市こども家庭センターまで提出してください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。

お問い合わせ先（久慈市）

〒028-0014 久慈市旭町第8地割100番地1
久慈市 こども家庭センター 子育て支援係
☎ 0194-52-2169
(受付時間：平日8:30～17:15)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
☎ 0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに久慈市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに久慈市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。